

第五十八号議案

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例の一部を改正する条例

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成二十三年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五条」を「第五条の二」に改める。

第一章中第五条の次に次の一条を加える。

（占有者の責務）

第五条の二 沿道建築物の占有者は、地震により当該沿道建築物が倒壊し、緊急輸送道路を閉塞した場合における被害の影響の広範さに鑑み、当該沿道建築物の所有者が行う当該沿道建築物の耐震化の実現に向けて協力するよう努めるものとする。

第八条中「第四項」を「第六項」に改める。

第十条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物が耐震化指針に定める地震に対する安全性の基準に適合しない旨を通知するよう努めなければならない。

5 第三項に規定する特定沿道建築物の所有者は、当該特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力を求めるよう努めなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

(占有者への助言等)

第十四条の二 知事は、第十一条第一項に規定する指導又は助言の対象となった沿道建築物の占有者に対し、当該沿道建築物の耐震化に関する情報を提供する等必要な助言をすることができる。

2 前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者は、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けて協力するよう努めなければならない。

3 知事は、前条第一項の規定による指示の対象となった特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の所有者が行う当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力について必要な指導及び助言をすることができる。

第十五条第一項中「第四項」を「第六項」に、「前条」を「第十四条」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定沿道建築物の占有者に対し、当該特定沿道建築物の耐震改修等の実現に向けた協力に係る事項に関し報告させることができる。

第十七条第一項及び第十九条第一号中「第四項」を「第六項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年七月一日から施行する。

(提案理由)

震災時における緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の占有者の協力を得やすくするよう環境を整備し、所有者の耐震化の取組を促すことにより、沿道建築物の耐震化を更に推進する必要がある。